

【国民年金の届出は大丈夫？】

国民年金の加入種別が
変わったときには、きちんと
届出をしましょう。



国民年金加入の種類

日本に住む20歳から60歳になるまでのみんなが加入する国民年金。被保険者(加入者)の種類は3種類。あなたは今、第何号被保険者ですか？

○第1号被保険者

自営業者、農業従事者、学生、無職の人など

○第2号被保険者

会社員、公務員など厚生年金や共済組合に加入している人

○第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

20歳になったら国民年金

20歳になると、誰もが国民年金の被保険者になります。第2号被保険者以外の人は、自分で届出が必要です。

◆届出先は

○第1号被保険者

住所地の市町村の国民年金担当窓口(市民課 国民年金係 または各支所市民課 国民年金担当係)

○第3号被保険者

配偶者の勤務する事業所の事業主

◆変更の届出は忘れずに

入学、卒業、就職、退職、結婚など人生の転機はたくさんありますが、そのようなときには国民年金の加入種別が変わることがあります。加入種別が変わったときには届出が必要です。

届出が遅れると、将来受け

こんなときには届出を！

	こんなとき	被保険者の種別	届出先
	学生や自営業者など、厚生年金や共済組合に加入していない人が20歳になった	未加入→第1号	①
	第2号被保険者の被扶養配偶者になっている人が20歳になった	未加入→第3号	②
第1号被保険者	配偶者が就職したことで、第2号被保険者の被扶養配偶者になった	第1号→第3号	②
	結婚により第2号被保険者の被扶養配偶者になった	第1号→第3号	②
第2号被保険者	60歳になる前に会社を退職し厚生年金の加入者でなくなった	第2号→第1号	①
	勤めを辞めて第2号被保険者の被扶養配偶者になった	第2号→第3号	②
第3号被保険者	配偶者が退職し、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった	第3号→第1号	①
	パート収入が130万円を超え、被扶養配偶者でなくなった	第3号→第1号	①
	配偶者が転職などで次のような状態になった 厚生年金⇔厚生年金 厚生年金⇔共済組合 共済組合⇔共済組合	第3号→第3号	②

〈届出先〉 ①市民課国民年金係または各支所国民年金担当係 ②配偶者の勤務する事業所の事業主

取る老齢基礎年金の年金額が
少なくなったり、もしもの
ときに障害年金や遺族年金が受
けられなかったりすることも

あります。
あなたのために大切なこと
です。忘れずに届出をしまし
よう。なお、届出の際に添付

書類が必要な場合がありますので、届出先に確認をしてください。

また、氏名や住所が変更になったときも同様に届出が必要です。

問い合わせ先

市民課 国民年金係

☎ 63-5112

各支所市民課

国民年金担当係

または

年金電話相談センター

☎ 025-240-4165

新潟西社会保険事務所

☎ 025-225-3001

**7月定例社会保険事務
相談所(年金相談等)の
開設について**

佐和田商工会 ☎ 52-3148

20日(水)

受付 午後1時30分～3時30分

両津商工会 ☎ 27-5128

21日(木)

受付 午前9時～11時

小木町商工会 ☎ 86-2216

21日(木)

受付 午前9時～10時30分

